

5 厦門城市職業学院 講師

要約（2009（平成21）年11月9日）（事務所だより第14号・平成22年新年号5頁より）

- 1) 中国との接点広がっている私に、厦門城市職業学院の法学部での講義の話が舞い込んできたのは09年9月末。私にとっては、前々から行きたかった厦門観光を兼ねての絶好の機会だ。先方から要請されたテーマは景観法。日本において04年6月に制定され、05年6月に全面施行された景観法は画期的な意義と内容をもっているが、問題はそれを誰がどこまで使いこなしているかということだ。景観行政団体になる自治体は増えているが、景観地区や景観計画区域の指定や規制の実績はまだ不十分。その先端を走るのが京都市の眺望景観創生条例で、これは視点場、視対象など新しい概念を創設し、大胆な高さ規制、デザイン規制、広告物規制を定めている。

- 2) 他方、09年10月1日広島地裁が言い渡した「鞆の浦景観訴訟」の判決は、広島県に対して埋め立て免許の交付の差し止めを命ずる画期的なもの。都市景観が争われた国立マンション事件で、最高裁は06年3月景観利益をはじめ認定したがその侵害は認めず、7階以上の撤去を求める部分は上告を棄却した。それに対し、「鞆の浦景観訴訟」の判決は、歴史的景観利益を認めたい埋め立て免許の交付の差し止めを認めたからすごい。



- 3) そんな景観法の意義や景観をめぐる最新の動きを中国の法学部の学生に伝えたいが、そこに横たわるのは言葉の壁の他、法制度の違い。そもそも日本の行政訴訟のシステムやそのやり方を理解してもらうこと自体が難しいうえ、①歴史的景観利益が法的保護に値するか、②仮にそうだとするとそれに基づく差し止めが認められるか、③原告適格はどこまで認められるか、などの論点の理解は難しい。

- 4) さあそれをいかにわかりやすく、かつ興味深く講義するかが私の腕の見せどころだ。11月7日に厦門の観光を、8日にコロン島の観光を終えた私は、9日8時半からの授業に臨んだ。そして大学の裏山に建設中の高層マンションを国立マンション事件や京都市条例の高さ規制の論点と結びつけ、コロン島に立つ巨大な鄭成功の像を京都の大文字焼きと見立て、その像が見えなくなったらどうするか、と強引に結びつけて講義をした。また、許可（強い規制）と届出・勧告（緩やかな規制）の異同を理解してもらうため、人の命と犬や猫の命を対比。荒っぽい例えだが、これらの工夫によって少しは景観

法に基づく規制の意義や手法を学生諸君に理解してもらえたのではないかと自負している。

- 5) 高度経済成長を続ける中国も、近い将来景観問題が浮上してくることは必至。そんな時のために、今日本で議論されている景観法の意義や「鞆の浦景観訴訟」の判決そして京都市条例の意義を学ぶことは大きな意味があるはず。約3時間の講義の後、30分も続く質問を受ける中でそう痛感した。今回の講義をきっかけに廈門大学の先生たちとも多数親しくなれたため、次回には是非廈門大学でも学生たちに講義したいものだ。